



## 所得税の 有価証券 仮想通貨 の評価方法の届出書

\_\_\_\_ 税務署長  
\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日提出

納税地	住所地・居所地・事業所等（該当するものを○で囲んでください。） (〒 - - ) (TEL - - )		
上記以外の 住所地・ 事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 - - ) (TEL - - )		
フリガナ		生 年 月 日 (印)	大正 昭和 平成 令和 年 月 日生
氏名			
職業		フリガナ	
		屋号	

有価証券 仮想通貨 の評価方法については、次によることとしたので届けます。

### 1 評価方法

区分	種 類	評 価 方 法	新たに取得した 年 月 日
有価証券 仮想通貨			
有価証券 仮想通貨			
有価証券 仮想通貨			
有価証券 仮想通貨			
有価証券 仮想通貨			
有価証券 仮想通貨			

### 2 その他参考事項

関与税理士  
  
(TEL - - )

税務署 整理 欄	整理番号	関係部門 連 絡	A	B	C		
	0						
	通信日付印の年月日	確認印					
	年 月 日						

## 書 き 方

- 1 この届出書は、有価証券又は仮想通貨について選定した評価方法の届出をする場合に提出するものです。

(注) 従来の評価方法（評価方法の届け出がなかったため、法定の評価方法によるべきこととされた場合を含みます。）を変更する場合には、この届出書ではなく「**有価証券  
仮想通貨**の評価方法の変更承認申請書」により変更の申請をしてください。

- 2 この届出書は、有価証券については、事業所得の基因となる有価証券を新たに取得した日又は従来取得している有価証券と種類が異なる有価証券を取得した日の属する年分の確定申告期限までに提出してください。

仮想通貨については、仮想通貨を新たに取得した日(※)又は従来取得している仮想通貨と種類が異なる仮想通貨を取得した日の属する年分の確定申告期限までに提出してください。

なお、仮想通貨の取得には、仮想通貨を購入し、若しくは売却し、又は種類の異なる仮想通貨に交換しようとする際に一時的に必要なこれらの仮想通貨以外の仮想通貨を取得する場合における取得は含まれません。

- 3 この届出書の標題及び本文の中の「**有価証券  
仮想通貨**」は、申請の内容に応じて不要な文字を抹消してください。
- 4 評価方法の選定は、有価証券又は仮想通貨の種類ごとに行うことになっていますのでその種類ごとに評価方法を定めて、次により記載します。

(1) 「区分」欄には、有価証券について記載する場合は「有価証券」を、仮想通貨について記載する場合は「仮想通貨」を○で囲んでください。

(2) 「種類」欄には、新たに取得した有価証券又は仮想通貨の種類を記載します。

- ① 有価証券の種類は、おおむね金融商品取引法第2条第1項第1号から第21号まで（第17号を除きます。）の各号の区分によります。この場合、外国又は外国法人の発行するもので同項第1号から第9号まで及び第12号から第16号までの性質を有するものはこれに準じて区分します。したがって、例えば、国債証券、地方債証券、社債券（相互会社の社債券を含みます。）、株券（新株予約権を表示する証券を含みます。）、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券などは、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。

また、新株引受権付社債は、それ以外の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分し、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。

- ② 仮想通貨の種類は、仮想通貨の呼称等（ビットコインなど）を記載します。

(3) 「評価方法」欄には、総平均法又は移動平均法のうち、選定した評価方法を記載します。

(4) 「新たに取得した年月日」欄には、有価証券又は仮想通貨を取得した年月日を記載します。

(※) 平成31年4月1日において既に仮想通貨を有している場合は、平成31年4月1日にその仮想通貨を取得したのものとして、令和元年分の確定申告期限（令和2年3月16日）までにこの届出書を提出する必要があります。

なお、この場合の「新たに取得した年月日」欄には、実際に仮想通貨を取得した年月日を記載します。